

○三宅町政務活動費の交付に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項から第16項の規定に基づき、三宅町議会における政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第2条 政務活動費は、議員が実施する調査研究、研修、住民相談、各種会議への参加など町政の課題及び町民の意思を把握し、町政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表第1に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(政務活動費の交付対象)

第3条 政務活動費は、三宅町議会議員の職にある者に対し交付する。

(政務活動費の額)

第4条 議員に係る政務活動費は、4月1日に在職する議員に対し年額120,000を交付する。

2 年度の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合の政務活動費の額は、任期満了日の属する月までの月数分又は議員でなくなつた日の属する月までの月数分を月割計算により算定した額とする。

3 新たに年度の途中において議員(補欠選挙等により議員が当選した場合、繰上補充又は再選挙による場合を含む。)となつた者に対して交付する政務活動費の額は議員となつた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)から月割計算により算定した額とする。

(政務活動費の交付申請)

第5条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、当該年度分の政務活動費をその年度の4月10日(その日が町の休日にあたるときはその翌日)までに別に定める様式により政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 新たに年度の途中において議員(補欠選挙等により議員が当選した場合、繰上補充又は再選挙による場合を含む。)となつた者において、任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)の10日(その日が町の休日にあたるときはその翌日)までに政務活動費交付申請書を町長に提出しなければならない。

(政務活動費の交付決定)

第6条 町長は前条の規定による交付申請に係る議員について、政務活動費の交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

(政務活動費の請求及び交付)

第7条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、4月25日(その日が町の休日にあたるときはその翌日)までに、別に定める様式により当該年度分の政務活動費を町長に請求するものとする。

2 第5条第2項による場合、前条の規定による通知を受けた後、任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)25日(その日が町の休日にあたるときはその翌日)までに、前項の規定により、別に定める様式により当該年度分の政務活動費を町長に請求するものとする。

3 町長は、前2項の請求があつたときには速やかに政務活動費を交付するものとする。

4 議員は、年度の途中において、任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつたときは、議員でなくなつた日の属する月の翌月分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書)

第8条 議員は、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)及び当該支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他支出を生ずべき書面の写し(以下「証拠書類」という。)を年度終了日の翌日から起算して30日以内に、別記様式第1号により議長に提出しなければならない。

2 議員は、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつた場合には、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの収支報告書を、別記様式第1号により議員でなくなつた日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならない。

3 議長は、前項の規定により提出された収支報告書の内容を確認のうえ、その写しを、別記様式第2号により町長に送付しなければならない。

(議長の調査)

第9条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が別記様式第1号により証拠書類を添えて提出されたときは、必要に応じ調査を行う等、使途の透明性の確保に努めるものとする。

(政務活動費の返還)

第10条 議員は、当該年度において交付を受けた政務活動費の額から、当該議員が当該年

度において行つた政務活動費による支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従つて行つた支出をいう。)の額を控除して残余がある場合は、当該残余額に相当する額を速やかに返還しなければならない。

2 町長は、議員における政務活動費の支出がこの条例及びこの条例に基づく規則の定めと反したものであると認められる場合には、当該議員に交付額の全額又は一部返還を命ずることができる。

3 町長は、前2項の場合において、期日を定めて返還を命ずることができる。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第11条 議員は、政務活動費の支出(第2条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従つて行つた支出をいう。)について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 第8条各項の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

3 何人も、議長に対し前項の収支報告書の閲覧を請求することができる。

4 前3項に定めるもののほか、議長は、収支報告書等の写しをインターネットの利用により公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

附 則

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

2 三宅町議会政務調査費の交付に関する条例(平成14年三宅町条例第19号)は、廃止する。

3 この条例の規定は、この条例の施行の日以降に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の三宅町議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお、従前の例による。

別表第1(第2条関係)

「議員に交付する政務活動に要する経費」

経費	内容
調査研究費	議員が行う町の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)等に要する経費
研修費	1 議員が行う研修会等に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への参加に要する経費
活動費	議員が行う住民相談等の活動に要する経費
会議費	1 議員が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費
資料作成費	議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
事務費	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

別記様式第1号(第8条第1項、第2項、第9条関係)

年 月 日

三宅町議会議長

殿

三宅町議会議員

印

年度政務活動費に係る収支報告について

三宅町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第1項(第2項)の規定により、  
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

年度政務活動費収支報告書

議員名

1 収入

政務活動費 \_\_\_\_\_ 円

2 支出

(単位:円)

科目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
合計		

3 残余

\_\_\_\_\_円

注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

別記様式第2号(第8条第3項関係)

年 月 日

三宅町長

殿

三宅町議会議長

印

政務活動費収支報告書(写)の送付について

三宅町議会政務活動費の交付に関する条例第8条第3項の規定により、  
別紙 年度政務活動費収支報告書の写しを送付します。

